

令和 6 年度羽村市事務事業に関する外部評価委員会 会議要録

日 時	令和 6 年 8 月 6 日（火曜日） 午後 2 時～午後 4 時 10 分
会 場	市役所西庁舎 5 階 特別委員会室
出席者	【委員長】金子憲 【副委員長】市川二三男 【委員】大路哲生、櫻井政伸、志田保夫、鈴木誠、武井和行、中溝正治（敬称略、50 音順） 【事務局】櫛島企画部長、高岡企画政策課長、大武企画政策担当主査 【説明員】平原財政課長、持田情報政策課長、池田産業振興課長、新井環境政策課長、中根生活環境課長、橋本都市計画課長、乙津区画整理課長、山崎区画整理課主幹、並木土木課長、神尾建築課長、本橋上下水道業務課長、井上上下水道設備課長
欠席者	なし
議 題	(1) 令和 5 年度実施事業に係る事後評価の結果概要について (2) 外部評価委員会による評価について【コンセプト 3、4 に関する事後評価結果に対する意見】
傍聴人	なし
配布資料	会議次第 資料 1 羽村市事務事業に関する外部評価委員会委員及び事務局職員名簿 資料 2 令和 5 年度実施事業に係る事後評価の結果概要について 資料 3-1 事後評価シートの見方について 資料 3-2 事後評価シート（コンセプト 3、4） 資料 4 令和 6 年度羽村市事務事業に関する外部評価委員会事前質問等に対する回答について 令和 6 年度羽村市事務事業に関する外部評価委員会事前質問シート 令和 6 年度外部評価委員会進行スケジュール
会議の内容	1 外部評価委員会委員及び事務局職員の紹介（資料 1） 事務局より各委員及び事務局職員等を紹介 2 委員長挨拶 （高岡企画政策課長） 外部評価委員会の開会に当たり、金子委員長より御挨拶をいただき、引き続き、議事の進行をお願いする。 （金子委員長） この外部評価委員会は、羽村市が実施する内部評価について第三者の立場か

ら評価し、行政評価の客観性及び透明性を高めることを目的に設置されている。この外部評価委員会の評価や意見は、今後の羽村市の行政運営に反映されることとなる大変重要な役割を担っているので、委員各位のそれぞれの立場から忌憚のない意見を頂きたい。

3 議事

(1) 令和 5 年度実施事業に係る事後評価の結果概要について (資料 2)

(金子委員長)

議事に移る前に傍聴人の確認を行う。

本日の会議について、傍聴を希望する方はいるか。

(大武企画政策担当主査)

本日の会議に傍聴を希望する方はいないため、このまま議事の進行をお願いします。

(金子委員長)

議事の (1) 「令和 5 年度実施事業に係る事後評価の結果概要について」を議題とする。

事務局から説明をお願いします。

<事務局より「資料 2 令和 5 年度実施事業に係る事後評価の結果概要について」説明>

(金子委員長)

本件について質問、意見等はあるか。

質問、意見等がないようなので、質疑を終了する。

(2) 外部評価委員会による評価について【コンセプト 3、4 に関する事後評価結果に対する意見】(資料 3-1、3-2、4)

(金子委員長)

次に、議事の (2) 「外部評価委員会による評価について【コンセプト 3、4 に関する事後評価結果に対する意見】」を議題とする。

事務局から説明をお願いします。

<事務局より「資料 3-1 事後評価シートの見方について」、「資料 3-2 事後評価シート (コンセプト 3、4)」及び「資料 4 令和 6 年度羽村市事務事業に関する外部評価委員会事前質問等に対する回答について」説明>

(金子委員長)

本件について質問、意見等はあるか。

質問、意見等がないようなので、質疑を終了する。

本日の会議で各委員から出された意見について、「外部評価委員会の意見等」として取りまとめることとなるので、よろしく願いたい。

それでは、「コンセプト 3、施策 1」の「No.66」から「No.80」の 15 事業について審議を行う。

意見がある委員は発言をお願いしたい。

(中溝委員)

この行政評価における達成度の考え方について、事務局に確認したい。

一例として、「No.66 羽村駅西口土地区画整理事業の実施」において権利者に寄り添った対応がされており、この点は望ましいことからプラスの評価がされるべきであると考えている。達成度は B 評価となっているが、このプラスの要素が達成度の評価に反映されない点について、確認したい。

また、この行政評価は、マイナス面ばかりを見る評価方法となっている。PDCA サイクルは欠点やマイナス面を洗い出し改善を図るものであることからやむを得ないと思うが、職員のモチベーションの維持なども考えると、プラス面について評価に反映させるべきではないかと考える。

(大武企画政策担当主査)

達成度の考え方についてだが、当初に予定していた事業量と実績値を比較して当初事業量をどれだけ達成したかで評価をしている。資料 3-1 で示したとおり、80 パーセント以上達成していれば A 評価とするなど、機械的に評価をしている。

プラス面の評価については、達成度を B 評価としている場合でも、プラス面での効果があり、事業に問題点等がなければ総合評価は「計画通り実施」となる場合があるため、最終的には総合評価において反映を行っている。

(中溝委員)

定量的指標の達成具合で評価をすることが職員のモチベーション維持につながるか疑問に感じるところである。

評価方法については、今後検討していただきたい。

「No.69 分流式下水道（污水管）における雨天時浸入水対策」について、この事業の目的は、雨天時浸入水対策を取ることであり、調査することが目的ではないと認識している。

計画では、令和 5 年度から令和 7 年度まで調査を行い、対策を取るのは令和 8 年度では時間がかかりすぎているため、対策が必要な部分については早期に

対応することが望ましいのではないかと考えている。

（井上上下水道設備課長）

本事業は、東京都から指定された雨天時浸入水の優先対策区域の上流において、どこで雨水が浸入しているかの絞り込みや浸入場所の特定、補修という手順をさらに細分化したエリアごとに取り組むものであり、調査に時間を要しているものである。

（中溝委員）

調査に時間がかかるとのことだが、令和 4 年度において異常がある部分が複数見つかっているにも関わらず、対策を行うのが令和 8 年度では、実際に対策が完了するのはいつになるのかといった疑念が生じる。調査をし、異常が見つければすぐに補修を行うといったスピーディーな対応ができないものか、一市民として感じたところである。

（市川副委員長）

「No.76 雨水浸透施設設置費の助成」について、市の PR が少ないのではないかと感じている。雨水対策として有効な手段であれば、新築住宅への設置について条例に規定するなど取り組んではどうかと考えている。

（中溝委員）

雨水浸透施設について、畑やグラウンドが多く残っている自然豊かな羽村市では自然に染み込んでいくことから、設置にどれほどの効果があるのか疑問である。

市全体を見てこの制度を普及させることは難しいので、全て同じ条件で考えないほうがよいと感じている。

（本橋上下水道業務課長）

雨水浸透施設については、令和 4 年度に助成実績がなかったことから、住宅メーカーに制度のチラシの配布依頼や市公式サイト、イベント等において周知するなど PR 手法を工夫したことにより、令和 5 年度は助成件数が 1 件、また、助成申請に対し内定したが、書類不備により助成には至らなかったものが 1 件あった。令和 6 年度は青梅市にある東京都の合同庁舎や包括連携協定を結んでいる金融機関へチラシ配架をお願いするとともに、多摩 26 市に PR 方法の調査を行い、その結果を参考にしながら引き続き取り組んでいくこととしている。

条例化については、開発面積が 1 千平方メートル以上の宅地開発については、開発指導要綱等において、雨水浸透施設の設置が定められているが、それ以外の新築住宅等において義務を課すことは、一定の自己負担が必要となることから、

	他自治体の状況を調査しながら慎重に検討していく必要があると考えている。 (金子委員長) 羽村市では、2024 年 10 月から下水道使用料の改定がなされる。 2023 年 8 月 18 日の羽村市の使用料等審議会の「使用料等の適正化について」(中間答申)の資料では、2040 年には、羽村市の総延長 250 キロメートルの下水道管のうち約 9 割に当たる 220 キロメートルが、法定耐用年数 50 年を超えることとなり、長寿命化対策が喫緊の課題であることが指摘されている。 その上で、下水道使用料については、今後も安定的かつ継続した事業運営を行うにあたり、適正な料金体系を設定する必要があるといった議論がなされ、2024 年 10 月からの下水道使用料の改定につながっている。 今回、上下水道部が所管する事業が複数あり、それぞれ詳細な説明が記載されているが、使用料等審議会で議論されているような羽村市が抱えている大きな政策課題とのつながりを意識して頂きたい。各事務事業の政策目的を明確化し、それぞれの事務事業がどのような効果をもたらしているかについて記載することが、市民に対する説明責任の観点からも重要であると感じる。 (鈴木委員) 「No.68 街路照明灯の整備」について、JR 青梅線以西では農地が宅地へ変わってきており、元々農地だったことから、街路照明が暗い場所があると感じている。市民からも同様の声があるため、街路照明灯の増設ができればよいと考えているが、どの部署に要望すればよいのか確認したい。 (並木土木課長) JR 青梅線以西については、宅地化が進んでおり、街路照明灯の設置をしてほしいという要望がこれまでも多く寄せられている。新設については、年間に設置できる数に限りがあるため、約束できるものではないが、土木課に要望いただければ、現地確認の上、優先度を付して対応している。 (市川副委員長) 市内の街路照明灯の LED 化の割合は 80.6 パーセントと高い水準となっている。防犯の観点から、防犯カメラの設置を求める声もあることから、この事業費の一部を防犯カメラの設置費用に回すことはできないか。 (中溝委員) 「No.74 マンションの適正な管理の促進」について、民間企業の取組に対して行政がこのような指導を行う場合の法的根拠について、事後評価シートの 27 ページには関連法令の記載がないが、29 ページには「関連法令及び都条例に基
--	---

	づき」と記載されており、どちらの記載が正しいのか確認したい。 (神尾建築課長) 本事業に関する根拠法令として、「マンション管理適正化法」があり、法令に基づき、社会問題となっているマンションの管理不全に対して適正な指導等を行う事業である。 (中溝委員) 法律に基づいて実施する事業とのことだが、強制力があるものなのか確認したい。 (神尾建築課長) 努力義務であるため強制力はない。東京 23 区内では古いマンションが多くなり、居住者がいなくなるなど問題になっているケースがある。多摩地域においても、同様の問題が生じつつあるので、徐々にではあるが、マンションの適正化に向けて指導や助言を行政の業務として行っていきたいという趣旨の事業である。 (市川副委員長) 「No.73 コミュニティバスはむらん運行の充実」の人件費の積算根拠において、運行管理業務が 900 時間となっている。 かなりの時間数となっているが、この運行管理業務について、業務委託が可能であれば委託した方がよいと考えるが、委託化はできないのか。 (橋本都市計画課長) コミュニティバスはむらんについては、西東京バスに対してはむらんの運行に係る収支差額について補助をする事業となっている。 西東京バスとの協定に基づき、はむらんの運行に関する部分は西東京バスが行い、バス停の管理や「私の時刻表」という個人ごとにカスタマイズされた時刻表の作成などを市が行っている。 西東京バスにおいては、運転手の確保が課題となっており、業務に従事する人材の確保ができない中で、両者の協調によりこの事業を行っていかねばならないと考えているため、役割分担として、当該部分については市が行っている状況である。 (市川副委員長) 現時点では委託できる業務はないという理解でよいのか。
--	---

(橋本都市計画課長)

事業全体を見渡した中で、西東京バスと市とで役割を分担しており、現状ではこれ以上、西東京バスに実施してもらう性質の事業はないものと認識している。

(金子委員長)

多摩地域 26 市が発表しているデータからコミュニティバスの収支状況を見ると、多くの自治体で赤字となっている。自治体による運行費用の補助は、かなりの額にのぼることが一般的である。そうした状況の中、たとえば、町田市では、運行経費が増加傾向にあることなどを理由に、2023 年 7 月 1 日から、町田市内を走るコミュニティバスの大人の運賃を、210 円に値上げしている。

羽村市のコミュニティバス「はむらん」については、2022 年度、7 千 780 万円の運行経費に対して、運賃等の収入が 1 千 534 万円であり、羽村市の運行費用の補助は年間 6 千 246 万円となっている。その負担額も年々増加傾向にあるため、このまま 100 円の運賃設定でよいのかという議論もある。また、「はむらん」は、羽村東コース、羽村西コース、小作コース、羽村中央コースの 4 コースを運行しているが、運行ルートの変更や運賃を細かく設定することなども課題ではないか。

(橋本都市計画課長)

はむらんは、公共交通不便地域の交通手段として、高齢者から子供までだれもが利用しやすいよう、市民も参画した会議で議論を経て運賃を 100 円としているものである。現時点では誰もが利用しやすいよう 100 円の運賃としているが、運賃改定については、考えなくてはならない課題だと考えている。

運行ルートについては、運転手の労働環境改善の観点から、市職員が乗降者の調査を行い、労働時間の短縮を図りつつ、3 便増やすというダイヤ改正を本年 2 月 23 日に行ったところである。ダイヤ改正については 5 年に一度行っており、今後の社会経済状況や利用状況を調査しながら、市民も参画しているコミュニティバス運営推進懇談会から意見を聴取し、より良い改善ができるよう取り組んでいく考えである。

(金子委員長)

他の自治体では、コミュニティバスの運行ルートごとに、収支、区市町村の補填額などの財政データが出ている。コミュニティバス「はむらん」への補助は年々増加傾向にあることから、羽村市においても、運行ルートごとの特徴や課題について明らかにした上で、運賃についても検討した方がよい。

(志田委員)

はむらんを利用して電車に乗る方や、電車を降りてからはむらんを利用する

	方はどの程度いるのか確認したい。 (橋本都市計画課長) 電車の利用者とはむらん利用者の関係性については把握していないが、令和4年度の調査結果では、通勤・通学や買い物での利用があるため、羽村駅・小作駅の利用者は非常に多いことがわかっている。 (志田委員) 民間バスの話になってしまうが、駅に到着すると同時にバスが出発してしまうケースがあるため、改善するよう伝えていただきたい。 (橋本都市計画課長) 民間バスの営業活動の中でダイヤを決定しているものと認識しているが、電車との接続に対する改善要望については今後伝えたいと考えている。 (市川副委員長) はむらんについて、朝だけで構わないので、公共交通不便地域の方の通勤・通学に利用できるようにならないか。このことにより、当該地域への転入者の増加にも寄与することができるのではないかと考えている。 (橋本都市計画課長) 羽村西コース、羽村東コースについては、羽村駅で電車を降りてから通勤に利用する方が多く、特に雨の日は満員となっている。 羽村駅・小作駅に向かうバスについてだが、コミュニティバスは、民業圧迫にならないよう鉄道・路線バスの間を縫って走らせることが求められている。路線バスを維持しつつ、公共交通不便地域の方のニーズに答える手段については、今後検討していきたい。 (市川副委員長) 公共交通不便地域の方の通勤手段として良い案の検討をお願いしたい。 (櫻井委員) 先ほど「私の時刻表」について話があったが、事後評価シートには本件の記載がないため、記載した方がよいと感じたところである。また、「私の時刻表」について、面談しながら作成するとかかなりの時間がかかるので、自分で作成できるアプリなどがあれば利用しやすくなるため検討してはどうか。 (橋本都市計画課長)
--	--

人件費の積算においては、「私の時刻表」の作成時間も含まれているので、今後実績等についても事後評価シートに記載するようにしたい。

アプリ化については、今後調査研究させていただきたい。デジタル化の取組として、この 8 月から羽村市公式 LINE アカウンドからはむらの走行位置を確認できるサイトへ簡単にアクセスできるよう対応したので是非御利用いただきたい。

(櫻井委員)

本件については、市民にわかるよう PR をお願いしたい。

(中溝委員)

「No.79 公共建築物の計画的な改修工事等の実施」について、「令和 5 年度における施策の取組状況と成果について」の「3 事後評価の概要」と事後評価シートで達成度の評価結果に差が生じているが、どちらが正しいのか確認したい。

(大武企画政策担当主査)

本件については、「令和 5 年度における施策の取組状況と成果について」の記載誤りであり、正しい達成度の評価結果は事後評価シートにある通り A 評価である。「令和 5 年度における施策の取組状況と成果について」の修正を行う。

(中溝委員)

本件については、補正予算により予算を減額している。達成度について、当初計画と比べてどの程度達成できたかを評価するのであれば、当初予算に対する執行率で見ると半分程度の達成度になるのではないかと感じている。予算を減額し、執行率が高いことから A 評価とすることは、達成度の考え方が複数あるのではと感じたところである。

(大武企画政策担当主査)

旧自然休暇村の解体工事については、メインの解体工事は令和 5 年度中に完了しているが、付随する現状復旧に関する植栽工事について、山梨県の指導により、冬季期間中に実施しても効果が期待できないため、予定を変更したものである。担当課においては、本解体工事のメイン部分は既に完了していることから、達成度は 80 パーセント以上と判断し、A 評価としたものと認識している。

(中溝委員)

既に工事の大半が終了しているにも関わらず、これ程大きな減額補正を行った理由を確認したい。

	(神尾建築課長) 減額補正の理由についてだが、業者と調整の上、植栽工事の完了後に解体工事費を含めた総額を支払うこととしたため、令和 5 年度は減額補正を行い、令和 6 年度に改めて予算措置したものである。 (中溝委員) 予算執行率と達成度の関係性が不明確であるため、評価の妥当性が判断できない状況である。整理をお願いしたい。 「No.80 多摩川河川敷と水上公園の活用（(仮称)多摩川羽村堰周辺公園整備事業)」について、B 評価となっており、利用者が減少した一方で、維持管理方法を工夫したことにより予算執行額を削減したと記載されている。利用者の減少は自然現象による外部的要因で努力の余地があまりない部分であり、予算執行額の削減は努力による経費削減の結果であるが、この結果をもって B 評価とすることは、冒頭に意見したプラスの部分が評価されていないと感じたところである。 (並木土木課長) 本事業の達成度について、入札の結果や維持管理方法の工夫により予算執行を押さえたことは担当課としても評価しているが、予定していた河川の占用区域拡大について、国土交通省とのやり取りが上手くいかず、現地確認で終わってしまったため、B 評価としたものである。 (中溝委員) 達成度の評価については、やむを得ない外部的な要因や努力が足りなかったなど様々な要因を踏まえて評価しないと意味がないのではないかと感じている。定量的な指標で機械的に評価する手法だけではプラス部分の評価ができず、職員のモチベーション維持にも影響することから、評価方法については再考をお願いしたい。 (高岡企画政策課長) 評価方法については、本日いただいた意見を参考に、今後、改善・見直しを図っていきたいと考えている。 (市川副委員長) 宮の下運動公園の下流部河川敷の占用区域拡大について、場所はどの辺りか。また、この事業に取り組む理由を確認したい。 (並木土木課長)
--	--

	場所については、「花と水のまつり」開催時に駐車場として開放しているエリアの下流部分の占用を拡大したいと考えている。現在、休止している水上公園とこの周辺の一体的な活用を検討する中で河川区域内を活用したいと考えており、国土交通省と調整を進めているところである。 (市川副委員長) 新たな活用としてどのようなことを検討しているのか。 (並木土木課長) 水上公園との一体的な新たな活用を検討している段階であり、現時点で具体的に示すことができる案はない。 (市川副委員長) 活用の目的がないにも関わらず河川占用区域を拡大するということは理解に苦しむものである。 (志田委員) 現在、水上公園のプールが休止中であるが、子供達が夏季に水遊びができる場所として、多摩川で遊んで欲しいという考えなのか。 (並木土木課長) 本件については、宮の下運動公園下流側の河川の陸地部分の占用を拡大するものであり、河川まで占用を拡大するものではない。 (櫻井委員) 「No.74 マンションの適正な管理の促進」について、マンションの管理が不適切になりつつあるマンションをどのように見つけているのか確認したい。 (神尾建築課長) 令和 2 年度に東京都の条例に基づき、昭和 58 年以前に建設された分譲マンションの調査を実施しており、管理不全の兆候があるマンション 25 棟程度をリストアップしている。このうちの 9 棟程度について、年間 2 件程度を目標に東京都の補助を活用し、マンション管理士による指導を行っている。市内には 80 棟程度のマンションがあることから、残りのマンションについても、市単独事業として調査を行い、状況を把握していく考えである。 (大路委員) 「No.66 羽村駅西口土地区画整理事業の実施」について、多くの事業費がか
--	--

	かっているが、完成するまでにあとどれくらいかかるのか。また、事業費ベースでの進捗率として、令和 5 年度 29.4 パーセントとあるが、何に対しての割合なのか教えて欲しい。 (乙津区画整理課長) 本事業について、事業計画書では総事業費 436 億円と定めており、令和 18 年度に完成するとしている。また、事業費ベースでの事業の進捗率については、この総事業費に対する予算の執行割合を事業費ベースでの進捗率としている。 (市川副委員長) 「No.67 市道改修等工事などの実施」について、市内の道路の状態がよくないと感じているが、道路補修をする路線の選定方法、選定理由について教えて欲しい。 (並木土木課長) 道路補修路線については、現地確認結果による道路の状態が悪い路線や、上下水道の管種替え工事など道路を掘削する工事が予定されている路線を補修対象として選定し、工事を実施している。 (市川副委員長) 現地確認は市民からの通報等により行っているのか。また、上下水道の管種替え工事などに併せて行うとのことだが、必ずしも併せて実施する必要はないのではないか。 (並木土木課長) 現地確認については、職員のパトロールと市民からの意見等を参考にし、確認を行っているところである。 上下水道の管種替え工事などと併せて実施することについて、管種替え工事については、施工部分しか道路補修がされず、道路の全面ではないため、残りの部分については従前の路面が残ってしまう。路面全体が綺麗に舗装されるよう上下水道や民間企業の工事と連携して補修を実施している。 (市川副委員長) 現地確認について、市民からの意見等があったから現地を確認するということなのか。また、上下水道の管種替え工事などと併せて実施することについて、効率的に実施するという観点からはよい取組であると考えるが、道路改修・維持補修という本来の目的とは趣旨が異なるのではないか。
--	---

	(並木土木課長) 市民からの意見等も参考にし、現地を確認した上で補修の判断をするものであり、全面ではなく部分的な補修についても実施しているところである。 他の工事と併せて実施することについては、費用対効果の面や近隣住民の工事に係る負担軽減の観点から併せて実施しているものである。なお、全ての道路補修について、他の工事と併せて実施している訳ではない。 市では道路整備計画に基づき道路改修を行っており、資料 4 の別図において示した路線について、今後工事を実施する予定である。 (櫻井委員) 上下水道の管種替え工事などと併せて実施することについて、事後評価シート of 効率性 (手法) に書き込むことで分かりやすくなるのではないかと考える。 (志田委員) 大型トラックの通行により道路が削られ、舗装に穴が開いている箇所が見受けられる。自転車は道路の端を走行するため危険であることから、対応をお願いしたい。 (並木土木課長) 当該箇所については、職員によるパトロールや市民からの通報により対応するため、発見した際には連絡をお願いしたい。 (志田委員) 動物公園の入園料改定による影響は出ているのか確認したい。また、高校生の入園料が無料となっているが羽村高校の生徒の利用はあるのか確認したい。 (並木土木課長) 令和 6 年 4 月から動物公園の料金改定を行っており、18 歳未満は無料としている。令和 6 年 7 月までの入園者数は 6 万 439 人であり、令和 5 年度の同時期は 6 万 7 千 87 人であったことから、6 千 700 人程度減少している。資料 4 で回答したところであるが、入園者数については天候に左右される部分があり、今年度の大型連休後半は天気が良くなかったことも影響しているものと捉えている。 羽村高校の生徒の入園については、閉園間際に入園している生徒もいると聞いているが、動物公園の閉園時間が 16 時であり、学校や部活動の終了時間と合わない部分もあるため、高校生の利用は多くはない状況である。なお、小学生については、4 月以降頻繁に来園しているという話を聞いている。
--	---

	(金子委員長) 他に意見はあるか。 意見がないようなので、これで終了する。 つづいて、「コンセプト 3、施策 2」の「No.81」から「No.82」の 2 事業について審議を行う。 意見がある委員は発言をお願いしたい。 (中溝委員) 「No.82 スマホ教室の実施」について、事後評価シートでは東京都が実施主体であることが強調されており、市の事業として高齢者に対する ICT の普及が重要であるという姿勢が見えず、何を評価すればいいのかわからない状況である。東京都の施策について評価する場ではないため、市としての主体性や姿勢を打ち出して欲しいと考えている。 (金子委員長) 重要な指摘であるため、市としてのスタンスをよく考えていただきたい。 (鈴木委員) 民生委員には東京都からモバイル端末が支給されているが、市役所において Wi-Fi が使える部屋がない。Wi-Fi 環境の整備に関する計画があるのか確認したい。 (持田情報政策課長) Wi-Fi の整備については、別の施策として、公共施設の Wi-Fi 整備を進めているところである。各施設において、どのような形で整備をしたらよいかなどの確認を取っているところであり、来年度以降に整備できるよう調整をしている段階である。 (金子委員長) 他に意見はあるか。 意見がないようなので、これで終了する。 つづいて、「コンセプト 3、施策 3 及び 4」の「No.83」から「No.89」の 7 事業について審議を行う。 意見がある委員は発言をお願いしたい。 (市川副委員長) 「No.88 自然環境学習の実施」についてお願いとなるが、最近多摩川で事故があったことから、溺れている人の救助方法や川について学ぶ機会を作っては
--	--

どうかと考える。

(志田委員)

スウェーデンでは、河原にフェンスがなく、代わりにボートや浮き輪が設置されている。溺れている方がいる場合は、それらを投げ込むという形となっており、市でも同様の対応ができればよいと考える。

(中溝委員)

「No.87 外来生物による生態系等への被害防止対策の実施」について、近年問題になっているのはアーバンアニマルであり、自然豊かな羽村市では他人事ではなく、総合的な対策としての取組を表明していただきたいと考えている。動物達は行政区域に合わせて縄張りを持っている訳ではないため、近隣自治体との連携について触れていただきたいと考えている。

事後評価シートにおいて、目撃件数と捕獲件数が記載されているが、違うものが比較されており、目撃件数の差や被害件数の差で達成度を評価した方がよいのではないかと考えている。

(新井環境政策課長)

野生動物についてこの近辺では、イノシシが目撃されている。市の対応については、警察との連携やメール配信サービスで市民への周知を行っている。今後の野生動物に関する施策については、充実に向けて研究していきたい。

外来生物への対策については、達成度の部分で意見をいただいたので、研究していきたいと考えている。

(櫻井委員)

「No.83 資源リサイクル情報のデジタル化の充実」のチャットボットについて、当初は何件程度の利用を目標としていたのか教えて欲しい。また、LINEについては情報流出の懸念があり、総務省からも改善指導を受けているが、LINEを活用したサービスを市が導入した理由を確認したい。

(中根生活環境課長)

チャットボットの利用件数の目標について、具体的な設定は行っていない。

(櫛島企画部長)

LINEの情報流出の懸念について、市でも承知しているところであるが、今回導入した仕組みは、市から一方的に情報発信を行うものであり、個人情報収集していないことから、現在の仕組みでは情報流出の心配はないものである。LINEについては、汎用性があり、今後機能を拡充する中で、双方向のやり取りを行う

場合は、情報流出の問題なども確認しながら取り組んでいく考えである。

生活環境課のチャットボットの利用件数の目標については、令和 5 年度中にこの取組を開始することとしており、開始できたのが令和 6 年 2 月末となったため、具体的な目標は掲げていなかったものである。

LINE 公式アカウントについては、本年 2 月に正式稼働したことから、登録者の目標数を定めて取り組んでいきたいと考えており、まずは住民の 1 割である 5 千人を目標としている。便利な機能の拡充により利用者数が増えるので、機能の拡張や見直しを行っていききたいと考えている。

(金子委員長)

企画部長から、LINE 公式アカウントの登録者数について、羽村市約 5 万人の人口の 1 割にあたる 5 千人を目標としている旨の説明があった。他の自治体でも、たとえば、調布市では、LINE 公式アカウントの登録者数を、約 20 万人の人口に対し、約 1 割の 2 万人を目指している。事後評価シートの活動実績には、2024 年 3 月末の羽村市 LINE 公式アカウントの登録者数が 480 人、チャットボット利用件数が 236 件となっているが、あまりに少ない。まずは、人口 5 万人の羽村市において、どの位の登録者数と利用件数を目標としているのか、具体的な数値を掲げて頂きたい。

(金子委員長)

他に意見はあるか。

意見がないようなので、これで終了する。

つづいて、「コンセプト 4、施策 1、2 及び 3」の「No.90」から「No.93」の 4 事業について審議を行う。

意見がある委員は発言をお願いしたい。

(中溝委員)

「No.92 生産緑地の維持・保全」について、令和 4 年度の決算額が 9 万 9 千円で、令和 5 年度予算は倍となる 19 万 8 千円を計上し、決算では前年度と同額の 9 万 9 千円となっている。予算の執行率は 50 パーセントで、達成度を A 評価とした理由について確認したい。

(橋本都市計画課長)

生産緑地の追加・削除については、都市計画審議会を開催して行うものであり、事業費は審議会の委員報酬となっている。令和 5 年度は生産緑地の追加・削除と特定生産緑地の指定に関する審議会を各 1 回開催する必要があったため、2 回分の審議会開催に係る予算を計上したが、効率的に審議を行うために 1 回の審議会でそれぞれの案件を審議したことから、予算の未執行が生じたもので

	ある。 達成度の評価については、効率的に事業を実施した部分も含めて A 評価としているものである。 (中溝委員) 定量的な部分だけではなく、定性的な部分を含めて評価したという理解でよい。 (橋本都市計画課長) 土地の所有者の意向に沿って指定をしていくものであり、定量的な部分だけで評価できるものではないため、定性的な部分を含めて評価している。多くの土地を特定生産緑地に指定することができたため、達成度は A 評価としている。 (武井委員) 「No.93 新しい生活様式に沿った「市民まつり（仮称）」の実施」に関係する「はむら夏まつり」について、子供達の思い出作りとして必要だという意見があったとのことで、もっともだと感じたところである。 事後評価の結果の中で、動物公園の入園者数の減少や自然学習の参加者が少ないということであるため、上手に連携して子供達の夏の思い出を作っていたきたいと感じたところである。 (池田産業振興課長) 「はむら夏まつり」は子供や若者にとって影響力があるイベントだったと認識している。「はむら夏まつり」を「はむら市民と産業のまつり」に統合した理由として、夏の猛暑の影響があるため、すぐに「はむら夏まつり」を再開するということとはできないが、「はむら夏まつり」と「はむら市民と産業のまつり」の関係者で構成する検討会議では、子供達の夏の思い出となるイベントを求める声があることから、長期的な視野で検討していきたいと考えている。 (大路委員) 私も武井委員と同じ考えであったが、今の答弁を聞いて事情を理解したところである。事後評価シートにおいて、市がどのような考えで「はむら夏まつり」を実施しないのかといった理由が記載されていないため、市民に分かるように説明をした方がよいと感じたところである。 (櫻井委員) 商工会の代表としての考えであるが、市内の商工業者が参加できる機会が減ってしまい、非常に残念だと感じている。「はむら夏まつり」の開催が安全面を
--	---

考えると厳しいことは承知しているが、どこの自治体でも同じ状況で夏季のイベントを実施しているため、何とか安全に開催できる方法を検討して欲しい。

また、子供達の視点からすると、水上公園も休止中であり、夏らしさを感じられる場面が減ってしまっているため、その点も踏まえて「はむら夏まつり」の実現を考えてもらいたい。

(市川副委員長)

「はむら夏まつり」については、町内会連合会に対して事務局から意見を求められ、プロジェクトチームを立ち上げ検討したが、町内会の高齢化が進み大変な事業となったことから、参加したいという町内会は3分の1程度であった。また、高齢者クラブが行う万灯の作成も負担となっており、最終的な判断は事務局に任せたところである。若い方が町内会に入り、行事に参加してもらえれば盛り上がるのだが、会員が減っており難しい状況である。若い人が参加してくれれば町内会で新しい事業もできるし、子供達に向けた事業もある。町内会の会員でなくても、その地域の方であれば事業に参加できるので、参加いただきたいと考えている。

(金子委員長)

他に意見はあるか。

意見がないようなので、これで終了する。

以上で、本日予定していた議事はすべて終了した。

本日の会議で出た意見については、私と事務局で調整の上、「外部評価委員会からの意見等」として取りまとめることとしたいがよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(金子委員長)

最後に、議事全般を通して何か意見があるか。

意見がないため、事務局に進行を戻す。

今年度も、委員各位には、長期的な視野に立って、行財政改革の観点から羽村市の将来像について、大変活発で有意義な議論をして頂いたことに感謝する。

4 その他

<事務局より事務連絡>

(高岡企画政策課長)

	委員においては、公私とも御多用の中、2年間委員として御出席いただき感謝する。 最後に、企画部長の櫛島より御挨拶を申し上げます。 (櫛島企画部長) 委員においては、大変貴重な意見をいただき感謝申し上げます。 外部評価の取組は令和5年度から開始し、試行錯誤の中で取り組んでいる状況であり、いただいた意見は行政運営に反映させなければならない忌憚のない意見だったと感じている。 この意見をしっかりと受け止め、施策に反映していくことが、この外部評価委員会を開催する目的である。いただいた意見やそれに付随する内容については、委員長と調整の上取りまとめ、各課へフィードバックし、組織内部の連携を図りながら生かしていきたいと考えている。 (高岡企画政策課長) 以上をもって、令和6年度羽村市事務事業に関する外部評価委員会を閉会する。 午後4時10分終了
--	--